

ようとする場合の原産地証明書の取扱いについては、それぞれ、関税法基本通達 68—3—9（原産地証明書の取扱い等）の(4)及び(5)の規定を準用する。

（原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続）

8 の 2—11 令第 29 条に規定する有効期間を経過した原産地証明書について同条ただし書の規定により有効期間の延長の承認を受けようとするときは、適宜の様式による申請書 2 通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。

（自国関与品について原産地証明書発給機関が発給する添付証明書の要件）

8 の 2—12 自国関与品について特惠関税等の適用を受けようとする場合に令第 30 条第 1 項の規定により原産地証明書に添付すべき添付証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 当該添付証明書の番号が、当該自国関与品の原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。
- (2) 当該添付証明書の「輸出物品」欄に記載されている品名及び数量が、当該自国関与品の原産地証明書に記載されている品名及び数量と合致していると認められること。

（累積加工・製造証明書の要件）

8 の 2—13 累積原産品について特惠関税の適用を受けようとする場合に、令第 30 条第 3 項の規定により原産地証明書に添付すべきこととされている累積加工・製造証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 当該累積加工・製造証明書の番号が、当該累積原産品に係る原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。
- (2) 当該累積加工・製造証明書の「原材料」欄には、令第 26 条第 3 項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国において当該累積原産品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国が記載されていること。
- (3) 当該累積加工・製造証明書の「製品」欄には、上記(2)により記載された原材料から生産された物品の品名、数量及び価額が記載されていること。

（本邦からの輸出物品を原材料として生産された物品の証明の取扱い）

8 の 2—14 令第 26 条第 3 項に規定する東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、同項の規定により特惠関税の適用を受ける場合の証明は、累積加工・製造証明書による。

（直接運送に関する取扱い）

8 の 2—15 令第 31 条第 1 項《特惠対象物品の本邦への運送》の規定に関する

用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 同項第 1 号の「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送される物品」には、当該物品を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該物品が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。
- (2) 同項第 2 号の「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される物品」とは、特惠受益国から輸出される際に、明らかに本邦へ運送する意志をもつて積み出された物品であつて、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。
- (3) 同項第 3 号の「博覧会、展示会その他これに類するもの」とは、博覧会若しくは商業、工業、農業若しくは工芸に関する展示会、共進会、品評会、見本市又はこれらに類する催しで、当該物品が当該催しの会期中、当該非原産国の税関の監督下にあるものをいい、店舗又は事業所構内等において外国品の販売を行うために開催される私的な催しは含まない。
- (4) 非原産国における博覧会等に出品するため特惠受益国から輸出され、展示後本邦に輸入される物品について同項第 3 号を適用することができる場合は、次のすべての要件を満たす場合に限るものとする。
 - イ 特惠受益国の輸出者が博覧会等を行う非原産国に物品を発送し、かつ、当該非生産国において展示したこと。
 - ロ 当該輸出者が本邦の荷受人に対し、当該物品を販売し、又は譲渡したこと。
 - ハ 当該物品が、展示のために特惠受益国から積み出されたときと同一の状態で当該非原産国から本邦に発送されること。
 - ニ 当該物品が、特惠受益国から積み出されたとき以降、当該博覧会等の展示以外の用途に使用されていないこと。

(輸入申告等がされない輸入物品等に対する特惠関税等の適用)

8の2—16 関税法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に特惠関税等適用のための原産地証明書が提出されたときは、当該物品の課税原因発生の日当該物品について特惠関税等の適用が停止されていない限り、特惠関税等を適用して差し支えない。

(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)

8の2—17 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する物品（以下この項において「携帯品等」という。）における令第 27 条第 1 項第 2 号《少額貨物についての原産地の認定》に規定する「課税価格の総額」及び同条第 2 項《税関長による原産地の認定》に関する取扱いについては、次による。